

発行・編集

土居町商工会ニュース編集会



土居町商工会ニュース Doi-cho Shokokai

四国中央市土居町入野965-1 TEL (0896) 74-5889 FAX (0896) 74-8208 <http://www.doi-s.jp/> mail@doi-s.jp <http://www.facebook.com/doisci>

平成29年度通常総代会開催

去る5月19日、商工会館2階にて東予地方局産業経済部長を始め多数の来賓のご臨席を得て、平成29年度通常総代会が開催されました。

始めに、好井幸三郎会長から今年度の取り組み等についての挨拶がありました。

「小規模企業振興基本法」や「改正小規模支援法」の趣旨を十分認識し経営発達支援計画の策定や支援事業の推進による会員企業の持続的発展、円滑な事業継承の促進など、時代に即した支援活動や事業展開を進め、組織基盤である



では、経営者自身の高齢化や後継者難などの問題を抱え経営環境が悪化しています。商工会組織としても、国の経済対策を有効あるものとし、地方経済に真の活力を取り戻すため、中小・小規模事業者に寄り添いながら、経営力向上のための更なる支援の充実に取り組み必要があります。本会においても、経営支援を積極的に行い、会員事業者の持続的発展や元気な企業の育成、円滑な事業継承を推進するなど、支援活動の強化と地域振興に向けた事業の展開を図つ

会員増強に取り組みたいきます。また、商工会理念に基づき、「商工会は行きます 聞きます 提案します」のキャッチフレーズのもと、経営改善普及事業の根幹たる「巡回訪問」を徹底し、提案型の経営支援の強化を図り、さらには、地域の活力再生を目指します。

◎平成28年度 事業報告

総括的概要

てきました。特に「小規模事業者持続化補助金」や「ものづくり補助金」等、小規模事業者に特化した補助事業に取り組みとともに、会員各位への「訪問・相談活動」等を通じて、必要性が求められる商工会の実現を目指して、「会員拡大や地域貢献活動の推進」「財政基盤の確立・強化」等に取り組みでまいりました。また、訪問・相談活動等においては、小規模事業者に対し「マル経融資」の斡旋や労働保険の加入等に対する相談・指導事業などに取り組みんだほか、労務管理や売掛金回収及びクレーム対応研修会等開催し、多くの会員に参加



していただきました。

なお、平成29年度事業計画は原案通り承認・可決されましたので、会長を先頭に役員一丸となって目標達成に取り組み、会員の方々から必要とされる組織づくりを目指してまいります。

また、役員の一部改選があり、三木良郎新青年部長、菊田佳子新女性部長両名が理事に選任されました。

新しい商工会員をご紹介します

- ◎株式会社山元興業 (長津) 建設業
 - ◎株式会社JYサイト (長津) 建設業
 - ◎塩田工業 (土居) 建設業
 - ◎寺尾デンタルラボ (関川) 歯科技工士
- よろしく
お願い致します。

商工会の現状

- 商工業者数：547名
- 小規模事業者数：453名
- 会員数：375名
- 組織率：68・6%

■ 商工会より

今年度より新しい3つの保険を 取り扱うようになりました!

1. ビジネス総合保険

〈概要〉事業に伴うさまざまなリスクに応じて、補償していく制度

リスク① 賠償責任リスク
「高額賠償事故事例」
(建設業) 設備工事中、排水管から液体が漏出し機械が腐食
(飲食業) 食事をした約200名が食中毒症状

リスク② 事業休業リスク
「休業事故事例」
(食品製造) 火災により製造ラインがストップ、生産が阻害され利益損害が発生
(飲食業) 厨房から出火、店舗が半焼。店舗復旧まで売上がゼロに

2. 休業対応応援共済

〈概要〉大規模な自然災害等のリスクによる休業を補償する制度
(事例) 地震・火災・台風、豪雨による水災、盗難などの災害リスクにより、建物が損害を受けた結果、事業活動が完全に休止したため生じた損失に対する補償。
補償額は契約者が予め設定した条件に応じて補償される。

3. 福祉共済「けがの補償」

〈概要〉月掛掛金が1,000円～4,000円の千円きざみで、掛金に応じて補償する傷害共済
これまで取り扱ってきたほのぼの共済とは別にできた傷害補償



スポットライト

がんばる事業所紹介

ママと子どもの美容室

icoi (いこい)

山形さんは子どもの頃から美容師を志し、平成25年5月土居町野田にお母さんと子どもが安心して来店できるようにと、個別に子どもを



見るスタッフを置き、託児料無料の美容室「ママと子どもの美容室 icoi (いこい)」をオープンしました。
美容師の仕事をする傍ら、自宅サロンやえひめ結婚支援センターで印象アップにつながる講座や、未就園児の親子連れが集う土居おやこ広場でお母さんたちに子どもの前髪の切り方や、簡単まとめ髪などの講座を開催し、月1回ボランティアでお母さんと子どもの前髪を

カットしています。また、来店してくれるお客様に似合う色をアドバイスできればという思いから、4年前パーソナルカラーアナリストの資格を取り、お客様の個性が引き立つ色の診断を行うなど、メイクやファッションに生かせるよう提案されています。山形さんは、常々、どうすればお客様が一番美しく輝けるようになるのかを考え、お客様一人ひとりの生活スタイルにあった美しさの研究をされています。

先日、取材に訪れた日もお客様にメイクや服装など、どうすればより洗練された装いができるかアドバイスをされていた。話を聞いていたお客様は、「ここへ来ると美意識が高まる」と喜ばれていました。

最後に山形さんは、無理せず毎日の生活の中におしゃれを取り入れていく人たちが増えるよう、「ナチュラルきれいになりたい人の日常ファッションとヘアメイクをステキに解決したい」をコンセプトに日々仕事に取り組みしていました。

労務通信

～労務編～

Vol.4

今回のテーマは、「労働時間の適正な把握のためのガイドライン」です。近年、長時間労働による過労死や過重労働が社会問題化しており、使用者には労働時間を適正に把握する義務が求められています。そこで、使用者が知っておくべきガイドラインのポイントをまとめました。

1. 「労働時間」とは…

使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、客観的に見て労働者の行為が使用者から義務付けられたものかどうかで判断される。

(事例)

- 使用者の指示により、業務に必要な準備行為(所定の服装への着替えなども含む)
- 業務終了後、業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内で行った時間
- 使用者から指示があった時にすぐに業務に戻り、その場から離れることができないで待機している、いわゆる手待ち時間
- 参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講
- 使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

2. 労働時間の適正な把握のために～始業・終業時刻の確認～(原則)

- ①使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること
- ②タイムカード、パソコンの使用時間の記録等、誰が見ても確認できる方法で適正に記録すること

(やむを得ず①・②ができない場合)

- ③自己申告制により、始業・終業時刻の確認・記録を行うこと
(注意点)

- 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものとする
- 使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設けてはならない
- 使用者は、上限を超える申告を認めない等、労働時間の適正な申告を阻害してはならない。

3. 賃金台帳に記載すべき項目

賃金台帳には、次の項目を適正に記入しなければならない。

- ①労働日数 ②労働時間数 ③休日労働時間数
- ④時間外労働時間数 ⑤深夜業労働時間数

※賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、労働基準法違反となり罰金の対象となる。

4. 書類の保存 使用者がそろえるべき「法定三帳簿」という

- ①タイムカード(出勤簿)
 - ②賃金台帳
 - ③労働者名簿
- 3年間の保存義務 (起算点は、書類毎に最後の記載がなされた日)

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」より一部要約・抜粋